

8 エネルギー関係

(2) 電気事業

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
ダム設計洪水流量の算出方法	水力発電設備に係るダムの設計洪水流量の算出方法について、小流域の算出方法を見直すことの可能性について検討を行う。		11年度以降実施			(経済産業省) 平成14年3月に事業者の委託により(財)電力中央研究所において取りまとめられた技術的検討の結果、現行の算出方法を見直さなければならない技術的妥当性は得られなかった。 したがって、現時点で現行の算出方法を見直す必要はないものと考えている。	
燃料電池発電設備の電気工作物としての区分	小出力の燃料電池発電設備を事業用電気工作物から一般用電気工作物に区分を変更することについて、今後、自動車用燃料電池等も含め、燃料及びその供給方式の開発・普及、メーカー、燃料供給者等における保守管理についての支援体制の整備等の動向を踏まえつつ検討を進める。			12年度 (検討)		(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会で、小出力発電設備の対象設備の見直しを含めた保安の在り方について検討し、これを技術基準等へ反映する必要がある旨の報告書が平成14年6月に取りまとめられた。これを受け、「家庭用燃料電池保安技術検討会」を平成14年8月に設けて、平成15年度では家庭用燃料電池を小出力発電設備として位置づけるために必要な技術基準の整備等にむけて、保安技術の検証等を行った。なお、平成16年度中に、これらの検証等の結果を踏まえ、安全上必要な事項については技術基準等に反映させ、家庭用燃料電池を小出力発電設備に位置付ける予定。	

(3) 一般ガス、熱供給事業

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
一般ガス事業の許可	一般ガス事業の許可に関するガス事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。					(経済産業省) 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の検討が必要になるものと認識。	
簡易ガス事業の許可	簡易ガス事業の許可に関するガス事業法第37条の4第1項第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。					(経済産業省) 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の検討が必要になるものと認識。	
熱供給事業の許可	熱供給事業の許可に関する熱供給事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。					(経済産業省) 将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定についても所要の検討が必要になるものと認識。	

(4) その他

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
報告書類の電子化(エネルギー管理)	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「エネルギー管理定期報告書」の届出等諸手続について、電子化(電子メールによる届出等)を推進する。			12年度 (検討)		(経済産業省) 「e-Japan重点計画」に基づき策定された申請等手続きの電子化推進のためのアクションプランに則り、インターネットを利用した報告等のオンライン化の運用を15年度末から開始した。	